【集約対象役務】一般競争入札（事後審査方式）に係る質問及び回答

№.	質問日	回答日	調達案件名称	質問	回答	回答作成
1	7/7	7/14	・北区役所設備運転保守管理業務 ・豊平区役所等設備運転保守管理業務 ・手稲区総合庁舎設備運転保守管理業務	1点目 >毎日（24 時間：ただし、22 時から翌日７時までは基本的に非常・事故時対応のみとする※。） ※ ボイラー等設備の運転（稼働）時間以外の時間帯における業務従事者の休憩時間（仮眠時間）にあっては、雨天時、気象警報・注意報発令時その他災害の発生が予想される事象により、業務履行場所内に待機して事故等の発生を警戒する必要がある場合を除き、業務従事者の業務履行場所内からの外出を可とする。 と記載しております。 この中で22時～翌日7時の間は積算対象内か対象外のどちらになりますか。 『市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針』では夜間の業務従事中における仮眠時間は、労働者が使用者の指揮命令下にある場合には、当該仮眠時間は労働基準法による労働時間（有給）と見なされることに留意すること。 とされています。 仕様書には、基本的に非常・事故時対応のみとすることから指揮下なのか否かの判断が分からずご教示いただけますと幸いです。 2点目 ＞ボイラー等設備の運転（稼働）時間以外 ボイラー等設備の運転が22時～7時の間にあり、積算に反映されていましたら時間・期間のご教示ください。 例：10月～3月までの６時～７時まではボイラー稼働等	非常・事故時対応のみの時間帯については、「業務従事者の業務履行場所内からの外出を可」としているため、積算の対象外となります。	北）総務企画課 豊）総務企画課 手）総務企画課